

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 市民生活部
支所
（日宇、江上、針尾、吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町）
コミュニティセンター
（日宇、江上、針尾、吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町、広田、
崎辺、山澄）
- 3 監査の期間 令和3年10月22日（金）～令和4年1月21日（金）
- 4 監査の着眼点
 - (1) 収入事務は適正か。
 - (2) 支出事務は適正か。
 - (3) 契約事務は適正か。
 - (4) 財産管理事務は適正か。
- 5 監査の実施内容
令和3年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。
- 6 監査の結果
上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。
なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていないものがあった。

(鹿町支所、針尾・鹿町・広田地区コミュニティセンター)

- ② 行政財産目的外使用料の徴収において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条第 1 項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。

(鹿町支所)

- ③ 佐世保市財務規則第 78 条第 1 項で「出納員等が、歳入金を収納したときは、…その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。

(広田地区コミュニティセンター)

- ④ 佐世保市道路占用料徴収条例を準用し算定している行政財産目的外使用料において、同条例第 3 条表中備考 4 で「占用料計算上、…占用物件の…長さに 0.01 単位未満の端数があるときは、…その端数の…長さを切り捨てる。」と規定されているにもかかわらず、1 単位未満の端数を切り上げて算出したため調定金額を誤っているものがあった。

(崎辺地区コミュニティセンター)

領収書綴受払簿により領収書綴の受払い管理を行っていなかったことは、紛失等の把握ができないなどリスク管理上、不適切である。

規則等を再認識し、再発防止に取り組むとともに、適正な収入事務の遂行を図られたい。

2. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第 21 条で「出納員は、…備品ラベルをちょう付して整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルをちょう付していないものがあった。

(鹿町支所、鹿町地区コミュニティセンター)

備品は市民の財産であることを再認識し、管理者が責任を持って管理を徹底されたい。